

令和4年度から

函館市まちなか住宅建築取得費補助金を創設しました

函館駅前・大門地区で住宅を新築または購入^{※1}する方に
200万円^{※2}を補助します。

受付期間：令和4年4月1日から予算の上限に達するまで

主な要件

対象者

- 1 自らが居住するため新たに住宅とその敷地を取得する方
- 2 住宅・敷地の取得に関する他の補助金等の交付を受けていない方

住宅^{※3}

- 1 一戸建ての住宅、または、一戸建ての住宅と店舗等を兼ねるもの（住宅部分の床面積が延べ面積の1/2以上のもの）
- 2 居住の用に供する部分^{※4}の床面積が75㎡以上
- 3 次のいずれかに該当するものであること
 - (1) 工事の着手が昭和56年（1981年）6月1日以後
 - (2) 耐震診断により耐震基準を満たしていることを確認済
 - (3) 耐震改修の実施により耐震基準に適合させる

敷地

- 1 補助対象区域を含むものであること
- 2 面積^{※5}が100㎡以上

※1 建売住宅のほか、中古住宅も対象。

※2 住宅とその敷地を取得（新築または購入）するための費用（＝取得費）の1/2の額が200万円に満たない場合は、補助金の額は取得費の1/2の額となります。
また、過去にこの補助金の適用を受けたことのある住宅・敷地は補助の対象外。

※3 増築や、改修、用途の変更などを実施して要件を満たすものも補助の対象。

※4 住宅の部分のうち、車庫と倉庫以外の部分。

※5 建築基準法の道路とみなされる部分の面積を除く。

補助対象区域



併用可能な補助金制度

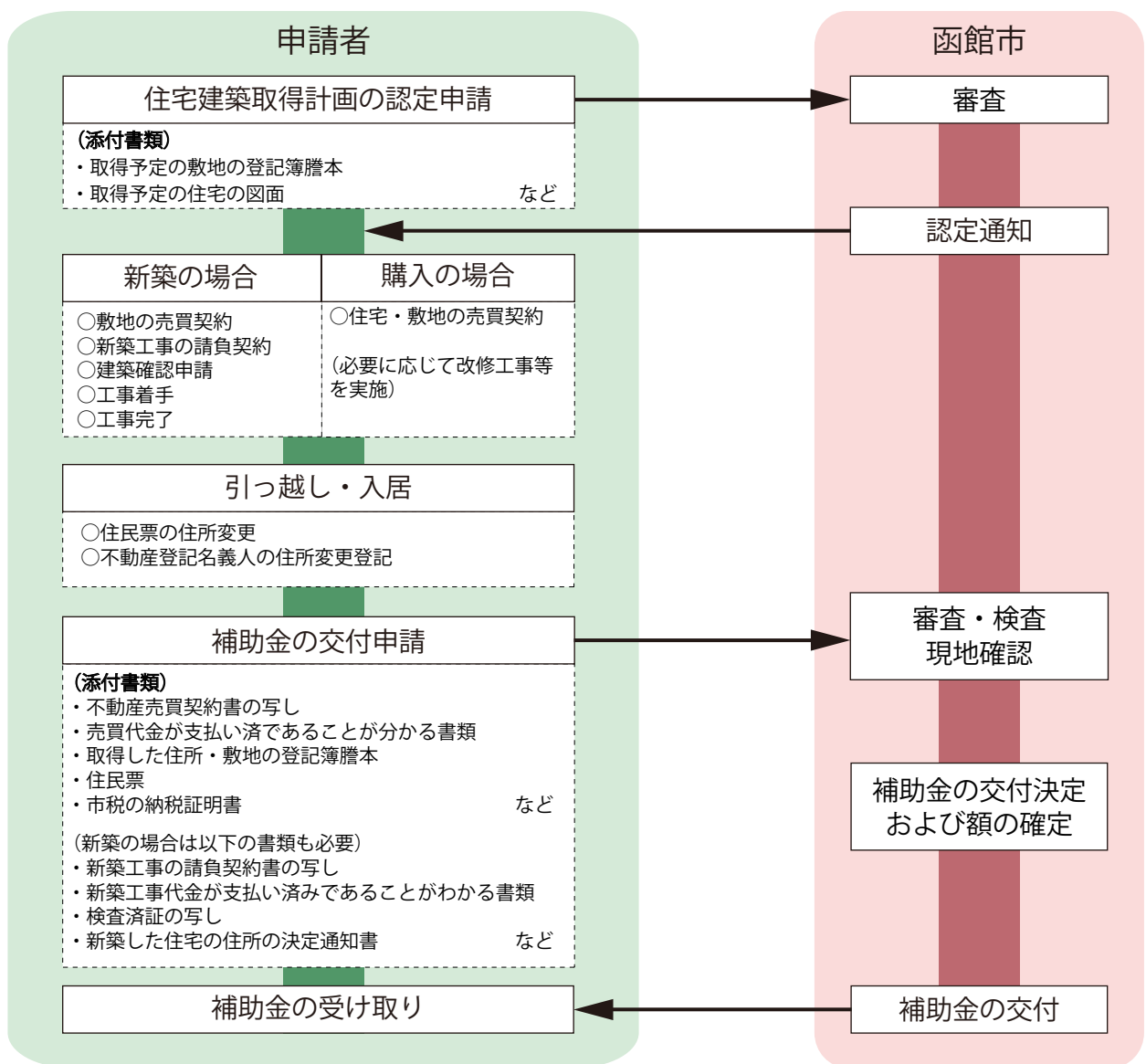
- 函館市空家等除去支援補助金 【都市整備課】
(空家を解体し、住宅を新築する場合など)
- 函館市空家等改修支援補助金 【都市整備課】
(移住者が空家を取得し、改修する場合など)
- 函館市住宅リフォーム補助金 【住宅課】
(中古住宅を取得し、リフォームする場合など)
- 函館市木造住宅耐震診断支援事業補助金 【建築行政課】
(中古住宅の売主等が、耐震診断をする場合など)

融資に【フラット35】地域連携型を利用する方は、5年間の金利優遇措置(▲0.25%)を受けることができます。

【フラット35】地域連携型とは
函館市の補助金とセットで【フラット35】の金利を当初5年間引き下げる制度です。
一定の要件(省エネ基準など)を満たす場合に利用できる【フラット35】Sや、【フラット35】リノベを併用すると、金利をさらに引き下げられます。

【フラット35】に関するお問い合わせ先
住宅金融支援機構 北海道支店 地域連携グループ
011-261-8306
営業時間：9:00~17:00(平日のみ)

手続きの流れ



補助の要件や提出書類の詳細については、市のホームページをご覧ください。

<お問い合わせ先>

函館市 都市建設部 都市計画課

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電話：0138-21-3360 FAX：0138-27-3778

E-mail：toshikeikaku@city.hakodate.hokkaido.jp

函館市 住宅建築取得費補助金

